

まちづくり支援制度のご案内

事業の目的

- ・ 自主的なまちづくりを行なおうとする地域の土地・建物所有者及び地区住民等によるグループに対し、コンサルタントを派遣し、初動期の活動を支援します。
- ・ コンサルタントが現地に赴き、共同建替・地区計画・地区まちづくり育成条例などの事業や制度について学習するための自主的な勉強会をサポートします。

支援対象活動

- ・ 建築物共同化・協調化に関する学習会
- ・ 建築協定・地区計画・川崎市地区まちづくり育成条例等に基づく土地利用のルール作りに関する学習会
- ・ その他のまちづくりに関する学習会

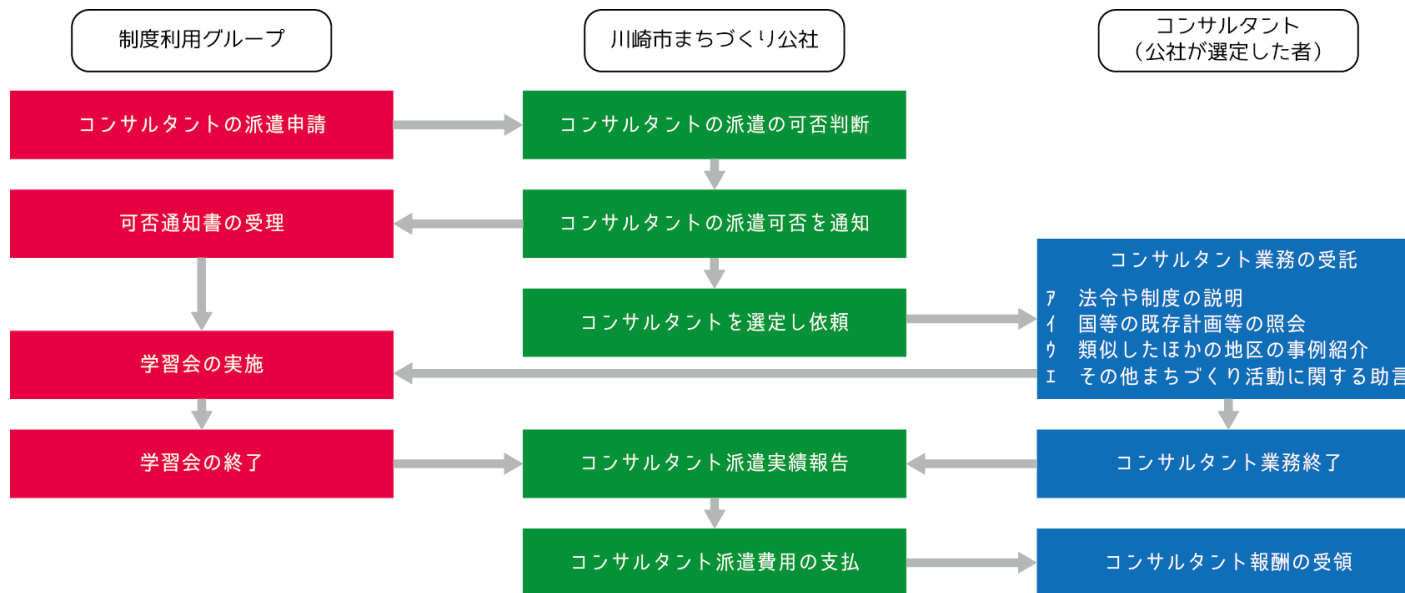
コンサルタントの業務

- ・ 法令や制度の説明及び国や地方公共団体が公表している既存の計画等の紹介
- ・ 類似した他の地区の事例紹介
- ・ その他まちづくり活動に関する助言

まちづくり支援制度活用のイメージ

- ・ 自主的なまちづくりを行なおうとするまちづくりグループに対し、優良建築物等整備事業、地区計画、地区まちづくり育成条例等の市の事業制度を適用する前の段階において、このような事業制度を学習したい場合などに支援制度を活用していただくことを想定しております。
- ・ 支援制度は事業や制度に基づく具体的な計画案の策定ではなく、法令や制度の説明、類似地区の事例紹介などの学習面でのサポートを対象としています。

まちづくり支援制度の流れ



問合せ先
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町
3番地4

事業部事業課
TEL : 044-211-3243
FAX : 044-211-2509